

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

○ 争議行為の予告(九四・雇用労働政策課)……………	1
○ 土地収用法による事業の認定(九五・建設管理課)……………	1
○ 通行車両の総重量の最高限度を二十五トンとする道路の指定(九六・道路課)……………	2
○ 通行車両の高さの最高限度を四・一メートルとする道路の指定及び通行方法(九七・道路課)……………	2
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………	3
選挙管理委員会告示	
○ 政治団体の設立の届出(八)……………	3
○ 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(九)……………	3
○ 政治団体の解散の届出(一〇)……………	4
○ 政治団体の収支に関する報告書(一一)……………	5
公安委員会規則	
○ 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(一・交通企画課)……………	8

告 示

秋田県告示第九十四号

平成二十年二月十八日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十年二月二十九日

- 一 事件
- (一) 賃金の改善に関する事。 秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 諸手当の改善に関する事。
 (二) 要員確保に関する事。
 (三) 労働条件の改善に関する事。
 (四) 労務条件の改善に関する事。
- 二 日時
- 平成二十年三月十二日以降事件解決の時まで、連日又は短時間に行なう。

三 場所

- | | |
|--------------------|----------|
| 鹿角市花輪字八正寺十三番地 | 鹿角組合総合病院 |
| 北秋田市花園町十番五号 | 北秋中央病院 |
| 能代市落合字上前田地内 | 山本組合総合病院 |
| 南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七番地 | 湖東総合病院 |
| 秋田市飯島西袋一丁目一番一号 | 秋田組合総合病院 |
| 由利本荘市川口字家後三十八番地 | 由利組合総合病院 |
| 大仙市大曲通町一番三十号 | 仙北組合総合病院 |
| 横手市前郷字八ツ口三番一 | 平鹿総合病院 |
| 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地 | 雄勝中央病院 |
| 秋田市八橋南二丁目十番十六号 | 秋田県厚生連本所 |

四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第九十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年二月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 起業者の名称 八郎潟町
- 二 事業の種類 八郎潟町営墓地公園整備事業
- 三 起業地
- (一) 収用の部分 秋田県南秋田郡八郎潟町浦大町字塞ノ神地内
- (二) 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
- 平成二十年一月二十八日付で八郎潟町より申請のあった八郎潟町営墓地公園整備事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。
- (一) 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
- 本件事業は、地方公共団体が設置する墓地に関する事業であり、土地収用法第三条第三十二号に掲げる事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(一) 土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第十条の規定に基づく墓地等の経営等に関する事業である。八郎潟町は、市町村への権限委譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)第三条及び第七条の規定に基づいて、本件事業について、秋田県知事から権限委譲されている。また、八郎潟町は平成十九年度一般会計予算によって本件事業に関する必要な財源措置を講じている。

(二) 得られる公共の利益

八郎潟町では、集落の共有墓地や平成四年十二月に設置した町営墓地公園(百三十七区画)ではほすすべての使用者が決まっており、それらの既存の墓地に拡張するためのスペースもないため、新たに墓地を求め住民は近隣の町村などに墓地を求めるとを余儀なくされている。

このため、新たに墓地公園を建設して、住民サービスの向上を図ろうとするものである。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(三) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び秋田県環境影響評価条例(平成十二年秋田県条例第三百三十七号)による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、墓地の設置場所としては、墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成十二年秋田県条例第五十六号)第二条の規定を満たすものと認められる。

さらに、本件事業の工事に当たっては、周辺の施設や歩行者、自動車などの交通の安全に特に支障を与えることがないものと考えられる。

以上のことから、自然環境、生活環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと認められる。

(四) 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請案と八郎潟町真坂字大沢地区の畑に墓地公園を建設する案とがあるが、

ア 立地環境及び地形

イ 事業費による経済性等の基準により二案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

(4) 事業計画の合理性

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

(三)で述べたように、八郎潟町では従来より町内に新たな墓地を求める住民からの要望があり、このため町では「八郎潟町総合振興第五次基本構想(平成十八年四月策定)」において墓地公園の造成を明記している。

また、平成十八年十一月に町営墓地公園整備事業への陳情書が町議会にて採択されているほか、平成十九年十二月に町が行った住民に対するアンケートでは、六十人が墓地を求めており、このうち、新たな墓地の設置に伴ってすぐにも墓地を求めたいとする人が四十七人となっている。よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、墓地(百三区画)、駐車場、給水施設、緑地、植栽、通路など将来にわたって必要とされる墓地公園の施設として必要な範囲であり、また、墓地、埋葬等に関する法律施行条例第三条の基準を満たすものと認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

(3) 以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

(五) 結論

(一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十

条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

八郎潟町 町民福祉課

秋田県告示第九十六号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が最大二十五トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条の規定に基づき、公示する。

平成二十年二月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道百五号	由利本荘市小栗山字倉手四一〇地先から同市小栗山字石橋八八番一地先まで
	由利本荘市大谷字鍋倉二六番一地先から同市米坂字家ノ前一九一番地先まで
	由利本荘市東由利館合字檜倉一〇番地先から同市東由利館合字檜倉三八番地先まで
	由利本荘市大築字笹井四番一地先から同市雪車町字稲荷四三番一地先まで
一般国道百七号	由利本荘市二十六木字岡本四八番一地先から同市二十六木字根木田一七二番地先まで
一般国道二百八十二号	鹿角市花輪字新矢二七二番地先から同市十和田毛馬内字中陣場八一番一地先まで
県道日三市角館	仙北市市角館町小勝田字前田五六番一地先

線 から同市角館町川原町二七番二地先まで

二 指定する期日 平成二十年四月一日

秋田県告示第九十七号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・メートルである道路を指定し、及び同令第十条第一項の規定により当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・メートル以下の車両の通行方法を定めるので、車両の通行の許可の手続等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第二条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十年二月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二百八十二号	鹿角市花輪字新矢二七二番地先から同市十和田毛馬内字中陣場八一番一地先まで

二 指定する期日 平成二十年四月一日

三 通行方法

(一) 一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(二) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(三) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方から見やすい箇所に掲げること。

(四) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

(五) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年二月二十九日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 申請のあった年月日
平成二十年二月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
一 政党

特定非営利活動法人 亀類救済保護飼育センター
 三 代表者の氏名
藤 島 ユカリ
 四 主たる事務所の所在地
秋田県北秋田市松葉町六丁目四十一番五号
 五 定款に記載された目的
この法人は、外来生物の救済保護飼育に関する事業を行い、地方公共団体への負担を緩和し、動物愛護の精神教育と、国内在来生物の生態系の破壊回避、種の回復に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、平成二十年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十年二月二十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党秋田県由利本荘市第三支部	加藤 敏一	伊藤 文治	由利本荘市岩城亀田大町字肴町七	平成二十年一月七日
自由民主党秋田県鹿角市・郡第二支部	川口 一	中村 吉夫	鹿角郡小坂町小坂字冷川四十九	平成二十年一月九日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
栗山忠三後援会	栗山 京三	小笠原 義行	鹿角郡小坂町小坂字上谷地十三番地十二	平成二十年一月四日
伊藤正春後援会	八柳 知三	浅野 日登志	南秋田郡五城目町大川大川字東屋布百四十八	平成二十年一月十五日
小笠原正見後援会	一戸 民男	榑 英雄	鹿角郡小坂町小坂字下前田十八番地四	〃
日時重雄後援会	日時 勝夫	日時 力	鹿角郡小坂町荒谷字荒川五十九の二	平成二十年一月十七日
中村修太郎小坂町後援会	中村 巳代人	和田 隆悦	鹿角郡小坂町小坂字相内七―一	平成二十年一月二十一日
金田勝年鹿角後援会	大里 祐一	戸 館 勉	鹿角市花輪字堰向五十六番地	平成二十年一月二十三日
利定己後援会	矢野 章一郎	榑 原 康夫	雄勝郡羽後町西馬音内字本町九十二	平成二十年一月二十五日

秋選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規

定により、平成二十年一月一日から同月三十一日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年二月二十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	
国民新党憲友会秋田県支部	会計責任者 長谷山 博昭	新	平成二十年一月十日
自由民主党秋田県介護家政事業支部	主たる事務所の 由利本荘市東由利老方字老方十七二 能代市花園町二十五番七号	旧	平成二十年一月二十三日
	田口 正明	旧	平成二十年一月二十九日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	
秋田県社会保険労務士政治連盟	会計責任者 工藤 韶貢	新	平成二十年一月十六日
藤田正義後援会	代表者 佐々木 義宗	旧	"
大里祐一後援会	主たる事務所の 鹿角市花輪堰向五十六番地	旧	平成二十年一月二十一日
石田ひろし後援会	会計責任者 立石 正直	旧	平成二十年一月二十二日
大館政経研究会	会計責任者 立石 正直	旧	"
せたがわ栄一連合後援会	代表者 永野 俊二	旧	"
北林康司後援会	主たる事務所の 秋田市山王三丁目七十一 滝不動産ビル	旧	平成二十年一月二十四日
秋田県ビルメンテナンステナンス政治連盟	代表者 加藤 寛	旧	平成二十年一月二十九日
	内村 和人	旧	

秋選管告示第十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規

定に基づき、告示する。

平成二十年二月二十九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第

一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され

一 政党		二 その他の政治団体	
政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党秋田県参議院選挙区第二支部	金田勝年	平成十九年十二月三十一日	平成二十年一月三十日
政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
女性党秋田県支局	田村夕工子	平成十九年十二月三十一日	平成二十年一月九日
竹内まさる後援会	伊藤与四吉	"	平成二十年一月十四日
佐藤くにお後援会	佐藤保男	"	平成二十年一月十五日
佐藤よしひろ後援会	佐藤吉寛	平成十九年十二月三十日	平成二十年一月十六日
女性党秋田県秋田総支局	田中とも子	平成十九年十二月三十一日	"
はまなす会	村岡淑郎	平成十九年十二月二十二日	平成二十年一月十七日
躍動する由利本荘市を創る会	佐々木秀綱	"	"
佐々木秀治後援会	草薨喜七	平成十九年十二月三十一日	平成二十年一月十八日
月居博明後援会	庄司松雄	平成十九年四月三日	平成二十年一月十九日
中川一男後援会	佐藤金一	平成二十年一月十五日	平成二十年一月二十二日
藤枝れいすけ後援会	高橋弘	平成十九年十二月三十一日	"
新林弘夫後援会	吉田祐康	"	"
鈴木麴後援会	鈴木梧郎	平成十九年十二月二十八日	平成二十年一月二十三日
小林かよこ後援会	小林佳代子	平成十九年十一月三十日	平成二十年一月三十一日

たのび、回法第二十條第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十年二月二十九日

秋田県選挙管理委員会

田 中 圭 一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

Ⅰ 収入及び支出のある団体

(1) 政党

政治団体の名称 **自由民主党秋田県参議院選挙区第二支部**

(平成19年分)

報告年月日 平成20年1月30日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 80,998,899円

前年からの繰越額 3,520,054円

本年の収入額 77,478,845円

(ロ) 支出総額 80,998,899円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

寄附 41,478,845円

個人からの寄附 3,870,000円

法人その他の団体からの寄附 25,188,845円

政治団体からの寄附 12,420,000円

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 36,000,000円

自由民主党本部 36,000,000円

合 計 77,478,845円

[寄附の内訳]

個人からの寄附

福士 博夫 秋田市 100,000円

佐藤 勝治 横手市 100,000円

甘利 明 神奈川県大和市 200,000円

菅原 一秀 東京都練馬区 100,000円

佐藤 裕之 秋田市 100,000円

山口 泰明 埼玉県坂戸市 100,000円

岸 宏一 山形県山形市 100,000円

長岡弥一郎 山形県山形市 500,000円

村山 智彬 秋田市 1,000,000円

高久 臣一 湯沢市 100,000円

豊田 堯 秋田市 120,000円

大里 祐一 鹿角市 120,000円

小松 寛治 由利本荘市 120,000円

佐藤 祥男 大館市 120,000円

小野崎磯之助 湯沢市 120,000円

高橋 昭博 横手市 120,000円

小玉 敏央 湯上市 600,000円

その他の寄付 150,000円

小 計 3,870,000円

法人その他の団体からの寄附

工藤建設㈱ 240,000円 山本郡三種町

幸和機械㈱ 100,000円 能代市

小坂建設㈱ 240,000円 鹿角郡小坂町

西村土建㈱ 240,000円 能代市

関吉成医院 120,000円 秋田市

㈱自然科学調査事務所 120,000円 大仙市

成田建設㈱ 240,000円 山本郡三種町

㈱大塚商店 240,000円 秋田市

秋田振興建設㈱ 500,000円 大仙市

㈱三木設計事務所 60,000円 秋田市

㈱清水組 500,000円 男鹿市

大和建設㈱ 500,000円 仙北郡美郷町

佐藤建設㈱ 239,580円 仙北市

白川建設㈱ 120,000円 大館市

花岡鋳業㈱ 120,000円 大館市

第一建設工業㈱秋田支店 60,000円 秋田市

伊藤工業㈱ 250,000円 秋田市

㈱松美造園建設工業 60,000円 秋田市

門間工業(有) 120,000円 南秋田郡井川町

(有)田代建設 180,000円 大館市

高三建設㈱ 120,000円 大仙市

㈱沢木組 500,000円 男鹿市

㈱高嶋組 120,000円 湯沢市

㈱藤村組 120,000円 仙北市

むつみ造園土木㈱ 120,000円 秋田市

旭建設㈱ 60,000円 秋田市

秋田精工㈱ 500,000円 由利本荘市

大森建設㈱ 360,000円 能代市

㈱松紀 150,000円 秋田市

秋田工営㈱ 120,000円 大館市

第一道路建設㈱ 120,000円 山本郡三種町

㈱木村建設 120,000円 仙北郡美郷町

㈱湯沢クリーニングセンター 120,000円 湯沢市

㈱ウヌマ地域総研 500,000円 秋田市

中央土建㈱ 120,000円 秋田市

(有)丸英土建 120,000円 仙北市

関久幸会 100,000円 秋田市

加藤産業㈱ 200,000円 大仙市

伊藤栄建設㈱ 120,000円 山本郡八峰町

㈱ユーランドホテル八橋 120,000円 秋田市

本荘電気工業㈱ 60,000円 秋田市

㈱伊忠組 120,000円 横手市

辻兵衛事務所 100,000円 秋田市

㈱菅組 60,000円 湯沢市

㈱宮原組 480,000円 大仙市

㈱アクト・ライズ 120,000円 横手市

㈱皆瀬土木 120,000円 湯沢市

矢島建設㈱ 120,000円 由利本荘市

㈱秋田フートセンター 120,000円 秋田市

㈱秋田物流センター 120,000円 秋田市

㈱チノクス本部 120,000円 秋田市

関又山会 森岳温泉病院 120,000円 山本郡三種町

西仙建設興業㈱ 100,000円 大仙市

(有)築館組 240,000円 大館市

㈱沼倉組 60,000円 湯沢市

由利工業㈱ 300,000円 由利本荘市

㈱田村組 120,000円 湯沢市

創和技術㈱ 120,000円 秋田市

ユナイテッド計画㈱ 500,000円 湯上市

㈱松田 200,000円 湯沢市

花岡土建㈱ 120,000円 大館市

小玉醸造㈱ 60,000円 湯上市

伊藤建設工業㈱ 500,000円 横手市

三共建設㈱ 120,000円 にかほ市

㈱友愛ビルサービス 60,000円 秋田市

湯沢開発㈱ 60,000円 秋田市

㈱ルミエール 100,000円 湯沢市

秋田製錬㈱ 120,000円 秋田市

山加建設㈱ 120,000円 南秋田郡五城目町

朝日建設㈱ 70,000円 北秋田市

全国飲食生活衛生同業組合連合会 100,000円 東京都港区

厚生ビル管理㈱ 1,000,000円 秋田市

はりま建設㈱ 280,000円 仙北郡美郷町

東北藤村ヒューム管 90,000円 秋田市

㈲エビック開発	60,000円	男鹿市	㈱ニッポンアテール 川田㈱	250,000円	東京都中央区	その他の寄付 小計	120,000円 12,420,000円	
秋田土建㈱	1,480,000円	北秋田市	㈱文化エージェンツ ㈱ヘルスケア・ジャパン	120,000円 120,000円	東京都中央区 東京都港区	(イ) 支出の内訳 経常経費 人件費	39,466,071円 21,455,691円	
関六正会 佐藤医院	120,000円	大仙市	ヤマサ醤油㈱	120,000円	東京都中央区	光熱水費	1,276,324円	
秋田共栄物産㈱	120,000円	秋田市	東京下水道設計㈱	240,000円	東京都中央区	備品・消耗品費	3,950,150円	
㈲サルーヌ	600,000円	潟上市	㈱ビューアックス リンベル㈱	110,000円 200,000円	東京都千代田区 東京都新宿区	事務所費	12,783,906円	
㈱小坂橋建設一級建築設計事務所	120,000円	秋田市	ナカシマプロペラ㈱	499,265円	東京都中央区	政治活動費 組織活動費	41,532,828円 4,665,829円	
㈱平和企業	110,000円	秋田市	その他の寄付	100,000円	岡山県岡山市	選挙関係費	30,000,000円	
鹿角建設工業㈱	240,000円	仙北市	小計	550,000円		機関紙誌の発行その他の事業 宣伝事業費	6,866,999円 6,866,999円	
㈱佐々木組	120,000円	秋田市	政治団体からの寄附	25,188,845円		合計	80,998,899円	
山岡工業㈱	120,000円	秋田市	ＴＫＣ全国政経研究会	300,000円	東京都新宿区	(2) その他の政治団体		
羽後設備㈱	100,000円	秋田市	秋田県薬剤師連盟	100,000円	秋田市	政治団体の名称 竹内まさる後援会(平成19年分)		
猿田興業㈱	100,000円	秋田市	秋田県不動産政治連盟	100,000円	秋田市	報告年月日 平成20年1月14日		
㈱東翔	100,000円	秋田市	秋田県農協政治連盟	500,000円	秋田市	イ 収入・支出の内訳		
㈱稲庭うどん販売	200,000円	湯沢市	全国生衛中央会政治連盟	100,000円	東京都港区	(イ) 収入の内訳		
㈱ラーエムシー	60,000円	北秋田市	全国美容政治連盟	1,000,000円	東京都渋谷区	寄附	317円	
奥山ボーリング㈱	120,000円	横手市	日本商工連盟	100,000円	東京都千代田区	合計	317円	
菊地建設㈱	150,000円	由利本荘市	秋田県商工政和会	3,000,000円	秋田市	(イ) 支出の内訳		
㈱仁政会 杉山病院	200,000円	潟上市	全国公衆浴場業政治連盟	500,000円	東京都千代田区	経常経費	1,200円	
㈱菅与組	200,000円	潟上市	日本薬業政治連盟	500,000円	東京都中央区	事務所費	1,200円	
協和石油㈱	100,000円	秋田市	日本柔道整復師連盟	1,000,000円	東京都台東区	政治団体の名称 佐藤くにお後援会(平成19年分)		
秋田不二サツシ販売㈱	110,000円	秋田市	日本税理士政治連盟	100,000円	東京都品川区	報告年月日 平成20年1月15日		
秋田いすゞ自動車㈱	100,000円	秋田市	全国旅館政治連盟	200,000円	東京都千代田区	ア 収入・支出の内訳		
辻不動産㈱	100,000円	秋田市	全国たばこ耕作者政治連盟秋田県支部	100,000円	秋田市	(イ) 収入の内訳		
羽後電設工業㈱	100,000円	秋田市	秋田県林業政治連盟	100,000円	秋田市	合計	317円	
㈱オオタベ	120,000円	大館市	全国たばこ耕作者政治連盟	300,000円	東京都港区	経常経費	1,200円	
興栄建設㈱	120,000円	大仙市	外食産業政治研究会(社)	500,000円	東京都港区	事務所費	1,200円	
㈱秋田銀行	120,000円	秋田市	日本薬剤師連盟	500,000円	東京都新宿区	政治団体の名称 佐藤くにお後援会(平成19年分)		
㈱英明工務店	120,000円	秋田市	全国林業政治連盟	100,000円	東京都千代田区	報告年月日 平成20年1月15日		
㈱秋田ボーリング	120,000円	秋田市	全国木材産業政治連盟	200,000円	東京都千代田区	ア 収入・支出の内訳		
㈱日敷	120,000円	湯沢市	全国社会保険労務士政治連盟	300,000円	東京都千代田区	(イ) 収入の内訳		
万六建設㈱	300,000円	仙北市	秋田県歯科医師連盟	500,000円	秋田市	合計	7,260円	
㈱エヌピー通信社	250,000円	東京都豊島区	勝山会	1,000,000円	秋田市	経常経費	7,260円	
松谷商事㈱	500,000円	兵庫県伊丹市	秋田県歯科医師連盟	500,000円	秋田市	事務所費	7,260円	
松谷化学工業㈱	500,000円	兵庫県伊丹市	勝山会	1,000,000円	秋田市	政治団体の名称 佐藤くにお後援会(平成19年分)		
秋田フライイング㈱	200,000円	秋田市	日本医師連盟	1,000,000円	東京都文京区	報告年月日 平成20年1月15日		
新秋木工業㈱	200,000円	東京都文京区	日本医師連盟	1,000,000円	東京都千代田区	ア 収入・支出の内訳		
セノホク㈱	200,000円	東京都文京区	国民推進連盟	100,000円	東京都千代田区	(イ) 収入の内訳		
㈱オムニバスジャパン	500,000円	東京都港区				合計	7,260円	
㈱二番工房	250,000円	東京都中央区				経常経費	7,260円	
大倉土木㈱	150,000円	大阪府大阪市				事務所費	7,260円	

組織活動費 7,260円

合計 7,260円

政治団体の名称 **佐藤よしひろ後援会** (平成19年分)

報告年月日 平成20年1月16日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 19,561円

前年からの繰越額 19,561円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 19,561円

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

政治活動費 19,561円

組織活動費 19,561円

合計 19,561円

政治団体の名称 **はまなす会** (平成19年分)

報告年月日 平成20年1月17日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 3,948,459円

前年からの繰越額 2,928,459円

本年の収入額 1,020,000円

(イ) 支出総額 3,948,459円

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

寄附 1,020,000円

個人からの寄附 1,020,000円

その他の寄付 1,020,000円

合計 1,020,000円

(イ) 支出の内訳

経常経費 728,529円

人件費 400,000円

事務所費 328,529円

政治活動費 3,219,930円

組織活動費 914,930円

調査研究費 5,000円

寄付・交付金 2,300,000円

合計 3,948,459円

政治団体の名称 **佐々木秀治後援会** (平成19年分)

報告年月日 平成20年1月18日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 1,150円

前年からの繰越額 1,150円

本年の収入額 0円

(イ) 支出総額 0円

政治団体の名称 **鈴木誠後援会** (平成19年分)

報告年月日 平成20年1月23日

収入・支出の総額

(ア) 収入総額 123,500円

前年からの繰越額 0円

本年の収入額 123,500円

(イ) 支出総額 123,500円

収入・支出の内訳

(ア) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費 83,500円

員数 56人

寄附 40,000円

個人からの寄附 40,000円

その他の寄付 40,000円

合計 123,500円

(イ) 支出の内訳

政治活動費 123,500円

組織活動費 83,500円

機関紙誌の発行その他の事業費 40,000円

機関紙誌の発行事業費 15,000円

宣伝事業費 25,000円

合計 123,500円

2 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
女性党秋田支局 (平成19年分)	平成20年1月9日
女性党秋田県秋田総支局 (平成19年分)	平成20年1月16日
躍動する由利本荘市を創る会 (平成19年分)	平成20年1月17日
月居博明後援会 (平成17、18、19年分)	平成20年1月19日
中川一男後援会 (平成20年分)	平成20年1月22日
藤沢れいすけ後援会 (平成19年分)	"

新林弘夫後援会 (平成19年分)	平成20年1月22日
小林かよこ後援会 (平成19年分)	平成20年1月31日

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第1号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月29日

秋田県公安委員会委員長 芳賀京子

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2日本海沿岸東北自動車道の項中「由利本荘市岩城内道川字ウトカ鼻地内岩城インターチェンジ」を「由利本荘市二十六本根木田地内本荘インターチェンジ」に改め、同項の次に次のように加える。

一般国道7号仁賀保本荘道路	にかほ市河前寺山田下14番20先から由利本荘市二十六本根木田地内本荘インターチェンジまで
---------------	--

別表第2一般国道7号琴丘能代道路の項中「能代市鯉淵字古屋布地内能代東インターチェンジ」を「能代市二ツ井町切石字鳥坂地内二ツ井白神インターチェンジ」に改め、同表一般国道13号湯沢横手道路の項中「湯沢市相川字座又地内須川インターチェンジ」を「湯沢市横堀字中屋敷地内雄勝こまちインターチェンジ」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

出 発 地

イ	ロ	ハ	ニ	ホ
イ	ロ	ハ	ニ	ホ

平成十八年六月二日(第七千七百八十一号)掲載の秋田県告示第四百九十八号(都市計画事業の事業計画の変更の認可)(原稿誌の)

四ページ上段八行目の「平成十六年秋田県告示第二百六十九号及び第八百六号並びに平成十七年秋田県告示第二百二十九号の事業地を追加及び変更する。」は、「平成十六年秋田県告示第二百六十九号及び第八百六号並びに平成十七年秋田県告示第二百二十九号の事業地に、大仙市大花町を加え、大仙市大曲通町、大曲黒瀬町及び飯田字屋舗通において事業地を変更する。」の誤り。

平成十九年九月二十八日(号外第十一号)掲載の秋田県教育委員会規則第十四号(秋田県教育委員会行政組織規則及び秋田県教育委員会の所管に属する公益信託の引受け及び監督に関する規則の一部を改正する規則)

(原稿誤り)

三	上	三十五	「信託行為の定めるところにより信託行為」	「信託行為の定めるところにより信託行為の変更の認可」
三	上	三十六	「法第六条の規定により信託」	「法第六条の規定により信託の変更の許可」

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄